○事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関する方針

第１章 総　　則

（目的）

第１条　事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関する方針は、事業基盤強化促進円滑化業務（造船法（昭和25年法律第129号。以下「法」という。）第16条に規定する事業基盤強化促進円滑化業務をいう。以下同じ。）の実施方法、実施条件その他の実施に必要となる基本的事項を定め、もって当該業務の効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

（業務の実施）

第２条　株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、認定事業基盤強化事業者（法第11条第１項の認定を受けた造船等事業者（法第10条第２項に規定する造船等事業者をいう。）をいう。以下「認定事業者」という。）から認定事業基盤強化計画（法第12条第２項に規定する認定事業基盤強化計画をいう。以下「認定計画」という。）に従って事業基盤強化（法第10条第２項に規定する事業基盤強化をいい、当該造船等事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含むが、生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組が国内で行われるものに限る。以下同じ。）を実施するための資金の貸付けの申請等を受けた指定金融機関（法第18条第１項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）が、公庫に資金の貸付けの申請等をした場合には、事業基盤強化促進円滑化業務を行うものとする。

（体制等の整備）

第３条　公庫は、事業基盤強化促進円滑化業務を円滑に実施するため必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。

（認定事業者に対する貸付けに関する事項）

第４条　事業基盤強化促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付け（以下この条において単に「貸付け」という。）は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　貸付けの取扱期間

　認定計画の期間とする。

二　貸付けの相手方

　認定事業者とする。

三　貸付けの限度額

　認定計画に従って実施する事業基盤強化に必要な事業費の範囲内とする。

四　貸付けの償還期限

　国土交通大臣及び財務大臣の定めるところによる。

五　貸付けの据置期間

必要に応じて据置期間を設ける。

六　貸付けの償還方法

割賦償還又は一括償還とする。

七　担保

必要に応じ担保を徴する。

八　保証人

必要に応じ保証人を徴する。

九　認定取消時の繰上償還

法第12条第２項又は第３項の規定に基づき認定計画の認定が取り消された場合には、指定金融機関は、当該認定計画に基づき貸付けた資金について繰上償還を求めるものとする。

第２章 業務に関する事項

（指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項）

第５条　公庫が事業基盤強化促進円滑化業務として行う指定金融機関に対する貸付け（以下「ツーステップ・ローン」という。）は、次の各号に定めるところにより行う。

一　ツーステップ・ローンの対象

認定事業者が認定計画に従って事業基盤強化を実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸付けする際に必要となる資金とする。

二　ツーステップ・ローンの方法

証書貸付とする。

三　ツーステップ・ローンの利率

公庫がツーステップ・ローンのために国から借り入れる財政融資資金の利率と同じ利率とする。

四　ツーステップ・ローンの償還期限

10年、15年又は20年とする。

五　ツーステップ・ローンの据置期間

償還期限が10年のものについては２年又は３年、償還期限が15年又は20年のものについては３年とする。

六　ツーステップ・ローンの償還方法

半年賦元金均等償還とする。

七　不用資金の返済

指定金融機関は、公庫から借り入れた資金の全部又は一部について、認定事業者に対する貸付けに必要な資金として使用しないこととなった場合（国土交通大臣及び財務大臣が特に必要と認める場合を除く。）は、当該使用しないこととなった額を公庫に返済するも

のとする。

八　繰上償還に係る補償金

指定金融機関が公庫に対し繰上償還（前号の規定による公庫への返済を含む。この号において同じ。）を行う場合に公庫に対し支払うこととなる繰上償還に係る補償金その他の取扱いについては、法第21条第１項の規定に基づき公庫と指定金融機関の間で締結する協定で定めるところによる。

（禁止事項）

第６条　指定金融機関は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第１号に掲げる行為については法に基づく命令（告示を含む。）に、第２号に掲げる行為については業務規程（法第18条第２項に規定する業務規程をいう。）に、特段の定めがある場合は、この限りでない。

一　既存の債権の弁済を行うために認定事業者に対する貸付けを行うこと。

二　事業基盤強化促進業務（法第18条第１項に規定する事業基盤強化促進業務をいう。）の全部又は一部を第三者に委託すること。

附 則

（施行日）

１　この方針は、令和３年８月24日から施行する。

（主管部）

２　この方針の主管部は、危機対応等円滑化業務部とする。

（調整規定）

３　海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 43 号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「第３号施行日」という。）がこの方針の施行の日後である場合においては、この方針の施行の日から第３号施行日の前日までの間、次の表の左欄に掲げるこの方針の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第１条	造船法（昭和 25 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 16 条	造船法（昭和 25 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 15 条
第２条	法第 18 条第１項	法第 17 条第１項
第５条第８号	法第 21 条第１項	法第 20 条第１項
第６条ただし書	法第 18 条第２項	法第 17 条第２項
第６条第２号	法第 18 条第１項	法第 17 条第１項

附　則（令和８年４月１日）

この方針の変更は、令和８年４月 20 日から施行する。